

## 第11章 環境学習の推進、国際環境協力及び各種基盤施策

### 第1節 環境学習等の推進

#### 1 環境学習の推進【環境活動推進課】

今日の環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりの環境保全に対する意識を高め、環境に配慮し、行動できる能力を身に付けるための環境学習を推進することが必要です。このため、県は、平成17年1月に「愛知県環境学習基本方針」を策定し、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎1階）及び「もりの学舎（まなびや）」（愛・地球博記念公園内）を拠点にして、環境学習事業を実施してきましたが、平成24年10月に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、平成25年2月に「愛知県環境学習等行動計画」（以下本節において「行動計画」という。）を策定し、環境学習の一層の推進に取り組んでいます。

##### （1）愛知県環境教育等推進協議会の開催

平成24年7月に設置した愛知県環境教育等推進協議会は、行動計画の策定及び推進のための組織であり、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者、行政等で構成されています。平成24年度は協議会を3回開催し、行動計画の策定に関する検討等を行いました。



あいち環境学習プラザでの講座

#### （2）環境学習の拠点施設での取組

##### ア あいち環境学習プラザ

愛知県東大手庁舎1階（名古屋市中区）にある本県の環境学習を担う拠点施設「あいち環境学習プラザ」では、簡単な実験などを交えた環境学習講座を実施するとともに、環境学習情報の収集・発信、環境学習プログラムの開発、環境学習を指導する人材の養成など、各種の事業を実施しています。

##### イ もりの学舎（まなびや）

愛・地球博記念公園（長久手市）内にある自然体験型の環境学習施設「もりの学舎」では、愛知万博で実施されたプログラムを継承・発展し、土・日・祝日、夏休み期間等を中心に様々な環境学習プログラムを実施しています。また、県内の小学生を対象に、四季を通じて活動を行う「もりの学舎キッズクラブ」を毎年実施しています。

開館（平成19年3月）以来、平成24年度末現在までの累計人数は、来館者数289,536人、プログラム参加者数88,522人となっています。

##### 【用語】愛知県環境学習等行動計画

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に基づき、平成25年2月に愛知県が全国の自治体で初めて策定したもので、「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」を進めるため、①社会における環境学習の推進、②学校等における環境教育の推進、③連携・協働の強化の3つを施策の柱として、環境学習等の取組を進めることとしている。

## クローズアップ

### 環境学習イベントで様々な企業と連携をしています！

県では、平成23年度から、東邦ガス株式会社とのコラボレーションイベントとして、愛・地球博記念公園において「おさんぽdeいきものみつけ」を開催しています。

このイベントは、身近な自然とのふれあいのなかで、季節を感じ、生き物とのつながりを知ることを目的とした、子どもから大人まで楽しめるプログラムで、参加者の方々から好評をいただいております。平成24年度は6月と10月に開催しました。その他にも平成24年度は、「おさんぽdeいきものみつけ」8月に環境パートナーシップ・CLUB、3月にコカ・コーラセントラルジャパン株式会社と協力・連携して、もりの学舎における環境学習イベントを実施し、多くの方にご参加いただきました。

今後も、より一層様々な企業と協力・連携を図りながら、充実した環境学習プログラムを実施していきます。



表 11-1-1 平成24年度もりの学舎事業実施状況

来館者数 39,018人

内 容	開 催 日	開催回数	定 員	参加者数
<b>インタープリターと歩くもりのツアー(無料)</b> <b>「もりコース」</b> インタープリター（森の案内人）と、身近な自然を体感しながら森の中を散策する <b>「かめの池コース」</b> インタープリター（森の案内人）と、かめの池周辺の自然といきものを鑑賞する	毎週土・日・祝日	1日2回	1回当たり 20人 (ただし「かめの池コース」は10人)	4,767人
<b>あそび工房(無料)</b> インタープリターによる自然素材やリサイクル素材などを使った工作教室	8/26, 27 3/29	1日3回	1回当たり 20人	123人
<b>その他の事業(無料)</b> もりの学舎キッズクラブ、夏・冬おやこで工作、折紙教室など	随時実施	—	—	7,896人

(資料) 環境部調べ



インタープリターと歩くもりのツアー  
(かめの池コース)



もりの学舎キッズクラブ

## クローズアップ

### もりの学舎（まなびや）来館者が30万人に達しました！

愛・地球博記念公園（長久手市）内の環境学習施設「もりの学舎」（平成19年3月25日開館）の来館者が、皆様のおかげをもちまして、平成25年6月23日（日）に30万人に達し、同日、記念セレモニーを行いました。

30万人目となられたご家族には、記念品としてモリゾー・キッコロの風鈴2種が贈呈されました。

この風鈴は、不要になった食器を微粉碎して陶土に20%配合した「再生陶磁器」で作られたものです。

当日は、モリゾー・キッコロもお祝いに駆けつけ、一緒に記念撮影を楽しんでいただきました。

また、6月29日（土）には30万人達成感謝デーとして、もりの学舎ご来館先着100名の方にオリジナルポストカードとポストカードスタンドをプレゼントしました。



30万人達成記念セレモニー

### （3）「あいち環境絵本・紙芝居」の公募・普及

子どもから大人まで広く親しまれている絵本を活用した環境学習の教材として、環境をテーマとした「あいち環境絵本」を19年度から公募しています。平成24年度は紙芝居部門も加わり、全国（本県を含む10都府県）から103作品の応募があり、審査の結果、10作品を表彰しました。

また、北名古屋市との共催により、「あいち環境絵本・紙芝居まつり」を開催し、入選作品の表彰式と絵本・紙芝居にちなんだワークショップや絵本・紙芝居の読み聞かせを行いました。



絵本・紙芝居まつりでの読み聞かせ



平成24年度受賞作品

### （4）人材の育成

#### 環境学習プログラムの実施

小・中学生を始めとした県民を対象に、あいち環境学習プラザ、もりの学舎等で、簡単な実験なども交えて行う体験型の環境学習講座などを実施しました。平成24年度は、水のごれなどの身近な問題や地球温暖化や生物多様性などの地球環境問題をテーマに、実験や自然体験を交えた講座等を開催しました。

#### （5）愛知県環境学習施設等連絡協議会の運営

県は、愛知県環境学習施設等連絡協議会（愛称：AEL ネット）を設置し、県内の環境学習施設や市町村などに参加してもらい、それぞれが保有

する環境学習プログラムや指導のノウハウ等の情報を共有するなど、各施設間のネットワークづくりを進めています。

平成 24 年度は、連絡会議において環境学習への ESD の視点導入について検討しました。



AEL ネット連絡会議

**(6) あいち環境学習情報ライブラリーによる情報発信**

ホームページ「あいち環境学習情報ライブラリー」では、あいち環境学習プラザやもりの学舎などで開催するイベント情報や県内の環境学習施設情報等を発信しています。

**(7) こどもエコクラブ活動への支援**

環境省の呼びかけにより始まったこどもエコクラブは、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うクラブで、本県内では、平成 24 年度末で 121 クラブ 8,819 人がリサイクル・美化活動・自然観察会など様々な活動を行いました。

県では、子どもたちへの体験の機会の提供とクラブ間の交流を目的として、平成 24 年 9 月にアイプラザ半田（半田市）において地域交流会を開

催するなどの支援を行いました。

**2 学校における環境教育の推進【義務教育課、高等学校教育課、環境活動推進課】**

学校教育における環境教育は、社会科（高等学校においては、地理歴史科及び公民科）、理科、生活科、家庭科（中学校においては技術・家庭科）、保健体育科等の関係教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、それぞれの目的に即して取り上げられています。

県で行っている環境教育の指導方針は、次のとおりです。

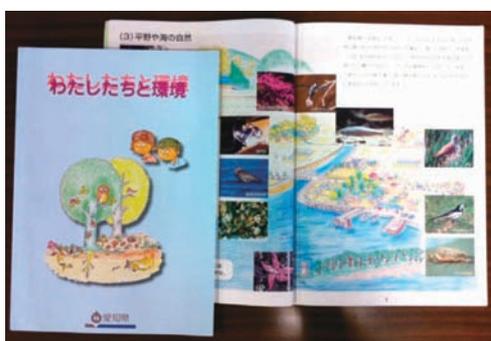
- 環境問題に関心をもたせ、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に取り組む態度と能力を育てる。
- 自然とふれあう機会を多くもたせ、豊かな感受性や創造性を育てる。さらに、身近な事象の中から問題を見付け、意欲的に問題を解決していこうとする態度と能力を育てる。
- 自然環境の状況は、地域によって異なるため、地域の実態に合った身近な問題を取り上げ、具体的な活動を通して学習できるように工夫する。さらに、生涯学習として発展させていくために、学校、家庭、地域社会との連携の中で継続して展開していく。

平成 24 年度は、学校における環境教育の推進を図るため、次の事業などを実施しました（表 11-1-2）。

表 11-1-2 学校における環境教育推進事業例（平成 24 年度）

事業	内容
環境学習副読本の作成・配布	県内の小学校（名古屋市立を除く。）の 4 年生に対し、環境学習副読本「わたしたちと環境」を作成・配付。
心の教育推進活動の実施	県内の小・中学校において、家庭・地域との連携を基盤に、環境保護、自然とのふれあい、奉仕、福祉等の体験を重視した教育活動を実施。
あいちグリーンウェイブ運動	県内の全小・中学校において、5 月 22 日の国際生物多様性の日を中心に、ドングリの植樹・水やり、植樹や生物多様性にかかわる講話、必要に応じたイベントなどを実施。

（資料）環境部・教育委員会調べ



環境学習副読本「わたしたちと環境」

### 3 環境月間行事の実施【環境活動推進課】

昭和47年（1972年）6月5日から2週間、スウェーデンのストックホルムで国連人間環境会議が開催されたことから、国連は6月5日を「世界環境デー」と定め、日本でも環境基本法により「環境の日」と定めています。

また、環境省の主唱により、平成3年度から、毎年6月の1か月間を「環境月間」（昭和48年度から平成2年度までは、6月5日を初日とする週間を「環境週間」としていました。）とし、環境問題の重要性を認識するとともに将来に向かってよりよい環境を創出するための努力と決意を

新たにする機会として、各種の記念行事を実施しています。

県においても、毎年、環境月間に各種の行事を実施しており、平成24年度は、6月11日にウィルあいちで「県民のつどい」を開催し、環境保全関係功労者の表彰式と講演を行いました。



「県民のつどい」環境保全関係功労者の表彰式

## 第2節 自発的な環境配慮活動の促進

### 1 エコマネーの地域への普及【環境活動推進課】

愛知万博をきっかけにスタートした環境通貨「EXPO エコマネー」は、県民を始め、企業やNPO、行政による協働型の環境保全の取組です。買い物でのレジ袋辞退や環境学習・環境ボランティア活動などの環境にやさしい行動に参加すると、エコポイントが貯まり、そのポイントはエコ商品との交換や植樹・緑化事業などの寄附に使えます。「エコポイントを貯めるときも、使うときも、環境にやさしい仕組み」として多くの方々の支持を得て、万博終了後も継続しています。

県は、「EXPO エコマネー」を運営しているNPO法人と協力してエコマネーの周知に努め、県民の環境保全の取組や環境に配慮した行動を地域に

しっかりと根付かせていくことにしています。

### 2 食を通じた環境配慮活動の促進【食育推進課】

県は、「あいち食育いきいきプラン2015」（第2次愛知県食育推進計画（平成23年5月作成）以下「プラン」という。）において、「食を通じて環境に優しい暮らしを築くこと」を食育推進の柱の一つとして設定しています。この中で、「食べ物を残さず食べるようにする」、「食べ残しや食品の廃棄を減らす」などと県民の主体的な取組を促すとともに、県や関係団体等による実践に向けた10の取組項目を掲げています。

このプランに基づき、毎年度、県、関係団体、市町村等が様々な取組を実施しており、その結果、

平成 18 年度には 35.5%であった、「むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている」県民の割合が、平成 22 年度には 43.0%に改善されました（目標は 27 年度 50%）。

また、平成 24 年度の主な取組は以下の 25 事例であり、これらの具体的な内容については、県が作成した「2013 年版あいち食育いきいきレポート」に掲載し、広く関係者に紹介しています。

**【環境配慮活動の具体的取組】**

○食生活における「もったいない」意識の浸透と実践（3 事例）

幼稚園での給食の食べ残しを減らす工夫や、「環境戦隊」による環境学習 ほか



「環境戦隊エコマンダーによる環境学習」（岡崎市）

○農林水産業への理解と地産地消の一層の推進（21 事例）

愛知県茶会の開催、あいちの農林水産フェアの開催、給食における地場産物の利用促進、あ

いちの四季の魚の普及啓発、生産者と消費者の思いを伝える農林水産業の取組推進 ほか

○農林水産業や食品産業における環境への配慮の徹底（1 事例）

自給飼料活用畜産物の普及拡大

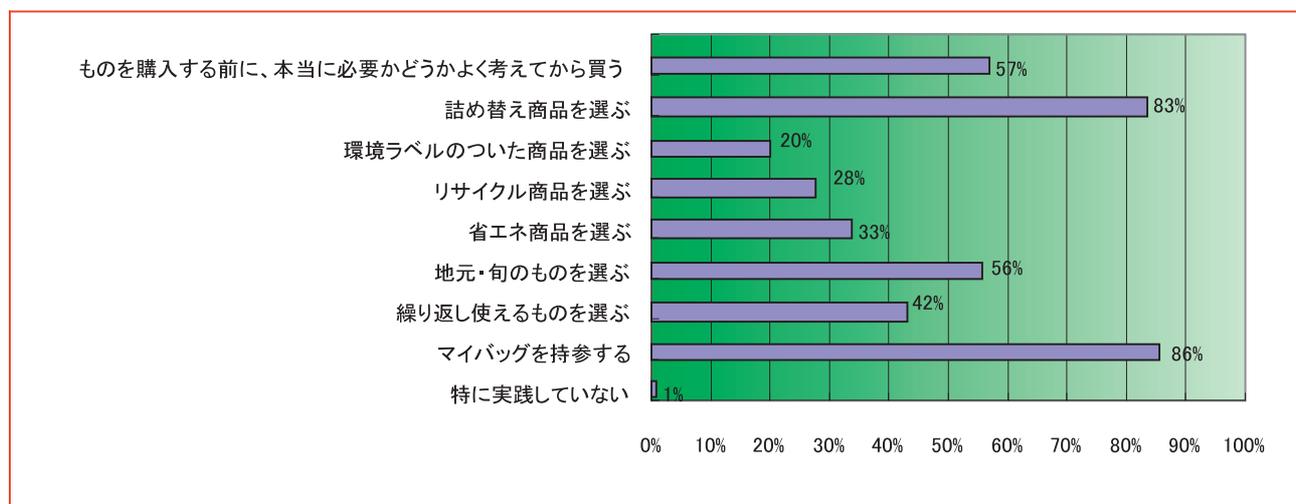
**3 グリーン購入の促進【環境活動推進課】**

グリーン購入は、製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

県は、岐阜県、三重県、名古屋市、環境ラベルの管理運営団体、グリーン購入の普及推進団体、百貨店やスーパーマーケットなどの販売店、メーカーなどと協働して、平成 14 年度から毎年度「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施し、グリーン購入の普及に努めています。

図 11-2-1 普段の買い物で実践している「グリーン購入」（キャンペーン参加者へのアンケート結果）



（注）平成 25 年 1 月 15 日～2 月 14 日実施 （資料）東海三県一市グリーン購入キャンペーン実行委員会調べ

#### 4 地域環境保全委員の設置【環境活動推進課】

県は、地域における環境の状況を把握し、その保全に関する活動を推進するため、**愛知県環境基本条例**第 19 条の規定に基づき、地域環境保全委員を委嘱しています。

委員は、地域における環境保全に関心及び知識を有し、かつ、環境保全に関する活動に熱意を有する人の中から、市町村長の推薦を受けて知事が任命します。平成 24 年度の委員の定員は 205 人

で、それぞれが担当市町村において以下のような活動を行いました。

- 地域の環境の状況調査・報告
- 県が行う環境保全施策への協力・環境保全に関する啓発、指導等
- 地域における環境保全のための自主的な活動への参画、指導等
- 県が主催する地域環境保全連絡会議等への出席

#### クローズアップ

##### 東海三県一市グリーン購入キャンペーンを実施しました

東海三県一市グリーン購入キャンペーンは、グリーン購入の普及と定着を図るため、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の 4 自治体と、日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局の 3 団体で実行委員会を組織し、小売店舗、メーカー、環境ラベル団体等の協力・協賛を得て、消費者を対象とした啓発キャンペーンを実施しています。

このキャンペーンは平成 14 年度から毎年度実施しており、11 回目となる 24 年度は、東海三県内の約 4,400 店舗の参加を得て、平成 25 年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの 1 か月間、次の取組を実施しました。

- ① 店舗内でポスター等の掲示や、環境ラベル商品、詰替商品等のグリーン購入対象商品を集めたコーナーの設置
- ② グリーン購入の意義や実践方法を紹介するキャンペーンイベントの実施
- ③ 子どもを対象とした参加型イベントなど、店舗における独自イベントの実施
- ④ グリーン購入を行った消費者に、抽選でエコ賞品等が当たる懸賞応募の実施
- ⑤ 懸賞応募はがきを直接エコマネーセンターに持参した方に、EXPO エコマネーを発行
- ⑥ キャンペーンの実施に先立ち、店舗やメーカーの担当者等を対象に「グリーン購入説明会」を開催し、環境ラベル等を説明

キャンペーンでは、懸賞応募に併せて消費者アンケートを実施しており、24 年度は 5,078 件の回答をいただきました。普段の買い物で実践しているグリーン購入について聞いたところ、「マイバッグを持参する」は 86%、「詰め替え商品を選ぶ」は 83%の方が実践しているのに対し、「環境ラベルのついた商品を選ぶ」は 20%に留まっていました（図 11-2-1 参照）。

今後も、引き続き、キャンペーンを実施し、グリーン購入の普及を行っていきます。



ショッピングモールで実施したイベント



スーパーにおけるポスター等の掲示

### 第3節 企業の環境保全活動の支援

#### 1 環境調和型企业活動の推進【環境活動推進課】

大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型社会経済システムから脱却し、持続可能な社会を実現するためには、各主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動をとる必要があります。

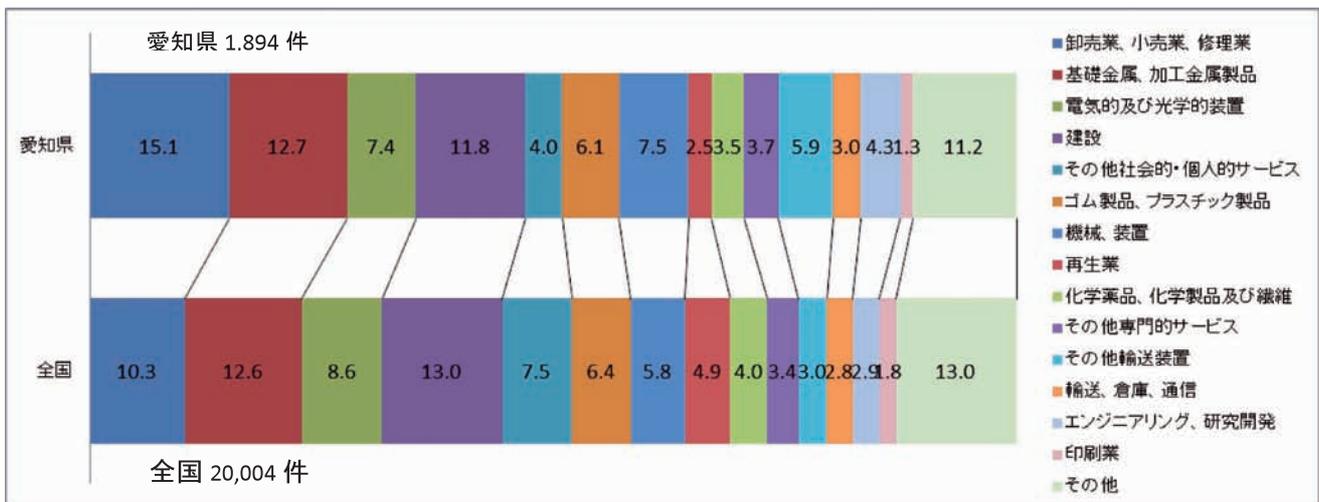
中でも、事業者は、経済活動の主要な担い手として、エネルギーや資源の消費、廃棄物の排出など、事業活動が環境に与える影響を絶えず自覚しながら、環境に配慮した取組を積極的に進めていくことが求められています。

こうしたことから、自ら積極的に環境に配慮した取組を進めるための仕組みとして、環境マネジメントシステムが、多くの事業者に取り組みられています。

環境マネジメントシステムは、事業者が、自らの活動が周りの環境にどのような影響を与えているのか把握して、その影響を低減するための方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業場内の体制・手続のことです。

環境マネジメントシステムには、国際認証規格ISO14001のほか、中小企業においても環境配慮の取組を進めることができるように、環境省がガイドラインを策定した「エコアクション21」などがあり、県は中小企業における取組を促進するため、エコアクション21の概要や導入事例を紹介したセミナーを行っています（図11-3-1、11-3-2）。

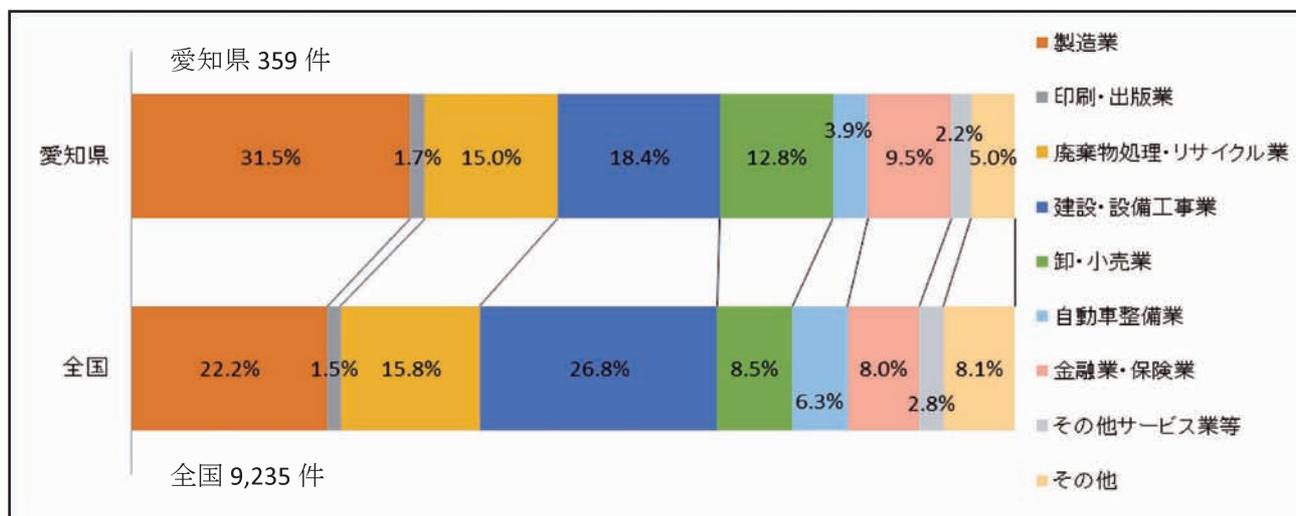
図11-3-1 ISO14001 認証取得組織の業種別割合



(注) 平成25年3月末現在

(資料) (公財)日本適合性認定協会ホームページより作成

図 11-3-2 エコアクション 21 登録組織の業種別割合



(注) 平成 25 年 6 月 3 日現在

(資料) (一財)持続性推進機構 (IPSuS) エコアクション 21 中央事務局作成

## 2 環境対策に対する助成(環境対策資金融資)

### 【環境政策課】

公害の防止は事業者の責務であり、これに要する費用は原則として事業者が負担すべきものです。しかし、事業者の中でも中小企業者は、資金力が弱いなどの理由により公害防除施設の整備を行うことが困難な場合が多いため、県は、昭和 40 年度から中小企業者を対象とした融資制度を設けています。

この制度は、県が資金を取扱金融機関に預託し、県が認定した公害防除施設の整備費等を取扱金融機関から融資するものです。

対象は、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するための施設整備費、現在地で公害を防止することが困難な場合の工場移転に要する経費、ディーゼル車の買換えなど低公害車等の購入経費及び地球温暖化防止のための新エネルギー施設の設置や屋上緑化・壁面緑化に要する経費です。

平成 25 年度の融資条件は表 11-3-1 のとおりです。

なお、公害防止は地域環境を保全するうえで重要であることから、公害防除施設及び工場移転については利子額の 7/10、低公害車等及び地球温暖化対策施設については利子額の 7/20 を県が補助しています。

平成 24 年度の融資実績は 1 件、融資額 1,000 万円となっています。

表 11-3-1

環境対策資金の融資条件(平成 25 年度)

融資限度額	対象経費の 90%以内	
	会社・個人	組 合
公害防除施設	5,000 万円	6,000 万円
工場移転	7,000 万円	6,000 万円
低公害車等	3,000 万円	6,000 万円
地球温暖化対策施設	5,000 万円	6,000 万円
融資利率	年 1.6%	
融資期間	7 年以内(1 年据置き・元金均等月賦返済を原則)	

(資料)環境部作成

## 3 環境経営・技術の支援【環境調査センター】

企業における環境に配慮した事業活動を推進するため、県は、平成 18 年度から、独自では解決困難な環境に関する問題を抱える企業に対して、公益社団法人日本技術士会中部本部などの協力を得ながら、経営や技術の専門家が訪問調査し、環境負荷の低減、生産工程の改善、ISO14001 やエコアクション 21 の取得などについて現場に即したアドバイスを行うなどの支援を行いました。

## 第4節 国際環境協力の推進

### 1 国際環境協力の推進【環境政策課】

昭和40年代の深刻な公害を克服してきた本県には、公害防止対策に関する知識、経験等の大きな蓄積があります。アジア諸国を中心に公害に悩む開発途上国は多く、それらの国々に対し、県は（独）国際協力機構（JICA）などと提携した環境

協力を進めてきました。

平成24年度には、中国を始め5か国から計37名の研修員等の受入れを行うとともに、インドネシア及びオーストラリアへの職員派遣を行いました（表11-4-1）。

表 11-4-1 国際環境協力の実績（平成24年度）

<研修員などの受入れ>（計37名）

国名等	人数	期間	主な研修・調査内容
中国（大学生）	2名	1日	留学生インターンシップ（本県の環境政策等の調査）
タイ（駐日大使館職員）	1名	1日	エコタウン施設調査
ロシア（市民交流団体）	15名	1日	温暖化対策、ESDの取組調査
インドネシア（環境省及び地方政府職員等）	8名	1日	本県の環境施策等の調査
中国（環境省外郭団体職員、地方政府職員、大学教授）	7名	2日	エコタウンの取り組み状況調査
スリランカ（地方政府職員）	4名	5日	廃棄物管理研修

<職員の派遣>（計3名）

国名等	人数	期間	主な内容
インドネシア・スラバヤ市	1名	6日	自治体国際協力専門家派遣事業
オーストラリア・ビクトリア州	2名	9日	環境政策先進事例調査



廃棄物管理研修（豊明市沓掛堆肥センター）



環境政策先進事例調査

## クローズアップ

### インドネシア・スラバヤ市に職員を派遣しました

(財)自治体国際化協会が行う平成 24 年度自治体国際協力専門家派遣事業において、インドネシアのスラバヤ市からの国際協力専門家の派遣要請に基づき、本県の環境部職員を派遣しました。

廃棄物を利用したバイオガス製造等に関する講義や指導等を行い、し尿処理施設でのバイオガス製造にあたってのアドバイスや低炭素化社会を構築する価値とその際の行政としての役割などについて様々なアドバイスをを行いました。

○派遣先：スラバヤ市清掃・公園局

○派遣期間：平成 24 年 11 月 4 日から 11 月 9 日の 6 日間

○具体的指導内容

講義	視察
①「バイオガス製造について」	①コンポスト処理施設等
②「愛知県のスマートシティモデルについて」	②し尿処理施設
③「あいちエコタウンプランについて」	
④「環境アセスメント制度について」	



講義



コンポストからのバイオガス製造実験

## 2 環境技術・製品等の海外への発信【産業立地通商課】

県は、県内企業が持つ環境関連のものづくり技術・製品を海外に PR し、本県企業の海外におけるビジネス活動の活性化を図るため、発展著しく環境への関心も高まっている中国・上海で開催される中国最大級の国際見本市「中国国際工業博覧会」への県内企業の出展支援等を行っています。

平成 24 年度は、11 月 6 日から 10 日まで開催された「中国国際工業博覧会」に設けた愛知ブー

スに、愛知ブランド企業（本県が認定した県内の優れたものづくり企業）を含む環境技術・製品を有する県内企業計 13 社が出展しました。



中国国際工業博覧会の様子

## 第5節 公害の防止、健康被害の救済

### 1 公害防止計画の推進【環境政策課】

#### (1) 公害防止計画の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しいか、今後著しくなるおそれがある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、公害の防止を図り、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全しようとするもので、**環境基本法**第17条の規定に基づいて、都道府県知事が策定するものです。計画では、計画の目標、期間、主要課題、公害防止に関する各種の施策等を定めています。

県は、昭和47年度から名古屋等地域、昭和49年度から衣浦・西三河地域、昭和51年度から東三河地域について、また、平成3年度からはこれらの3地域を一本化して愛知地域とし、5年ごとに8次にわたり公害防止計画を策定してきました（表11-5-1）。

しかしながら、三河湾や油ヶ淵の水質など依然として環境基準を達成していない状況があることから、引き続き総合的・計画的に公害防止施策を講じていくため、平成23年度に愛知地域公害防止計画を策定しました。

表11-5-1 公害防止計画策定の経緯等

地域名	地域の範囲	計画策定指示	計画承認・同意年月日	計画期間
愛知地域	名古屋市始め 7市			平成23年度～32年度
	名古屋市始め 9市	平成18. 10. 13	平成19. 3. 19	平成18年度～22年度
	名古屋市始め 43市町村	平成13. 7. 6	平成13. 12. 10	平成13年度～17年度
	名古屋市始め 66市町村	平成 8. 9. 20	平成 9. 2. 20	平成 8年度～12年度
	名古屋市始め 68市町村	平成 3. 9. 3	平成 4. 3. 12	平成 3年度～7年度
名古屋等地域	名古屋市始め 43市町村	昭和62. 10. 6 57. 9. 3 52. 6. 28 46. 9. 17	昭和63. 3. 14 58. 3. 15 53. 3. 17 47. 12. 19	昭和62年度～平成 2年度 昭和57年度～61年度 * 52年度～56年度 47年度～56年度
衣浦・西三河地域	岡崎市始め 18市町村	平成 1. 9. 8 昭和59. 9. 21 54. 8. 17 48. 7. 3	平成 2. 3. 13 昭和60. 3. 8 55. 3. 18 49. 12. 27	平成元年度～2年度 昭和59年度～63年度 54年度～58年度 49年度～53年度
東三河地域	豊橋市始め 7市町村	昭和61. 9. 9 55. 9. 9 50. 7. 25	昭和62. 1. 23 56. 3. 20 52. 1. 28	昭和61年度～平成 2年度 昭和56年度～60年度 51年度～55年度

(注) 1 平成3年度から名古屋等地域、衣浦・西三河地域及び、東三河地域を統合して愛知地域とした。

2 \*昭和52年度に見直し計画を策定

(資料) 環境部調べ

## (2) 公害防止計画の施策

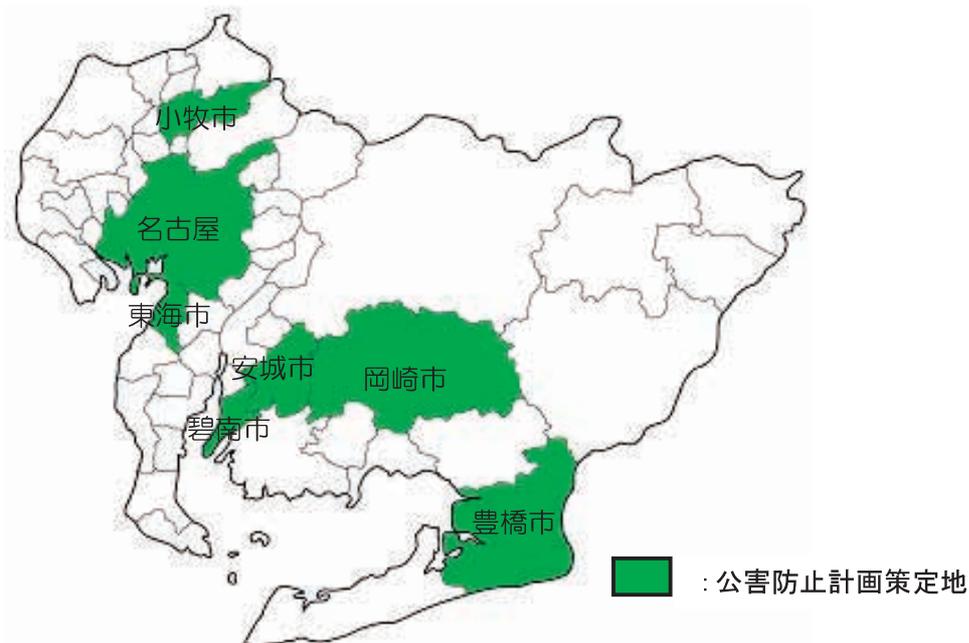
### ア 策定地域

愛知地域公害防止計画の策定地域は図 11-5-1 のとおりです。

### イ 計画の目標

公害防止計画では、大気汚染、水質汚濁、騒音に関する環境基準などを達成・維持することを目標としました。

図11-5-1 愛知地域公害防止計画の策定地域（平成23～32年度）



### ウ 公害の防止に関する施策

計画の目標を達成・維持するため、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業をはじめとした施策を実施することにより、計画の総合的な推進を図ることにしました。

また、主要課題として「都市地域における大気汚染対策」、「自動車交通公害対策」、「伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁対策」及び「油ヶ淵の水質汚濁対策」を挙げ、これらの施策を重点的に実施することにしました。

## 2 公害防止協定【環境活動推進課】

県は、大気汚染物質などの排出量が大きく地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある7社11工場（平成25年3月末現在）と、関係市町村

とともに公害防止協定を締結し、環境への負荷の低減に努めています（表 11-5-2）。

本県の締結している公害防止協定の特徴は次のとおりです。

- ① 法令値を上回る厳しい協定値の設定、法令にない項目についての協定値の設定、監視・測定体制の整備等具体的な公害防止対策を定め、かつ、毎年度その内容について協議すること。
- ② 公害関係施設などの設置・変更について事前に協議すること。
- ③ 地域住民の直接の窓口である市町村も協定当事者として参加し、県と協力して効果的な指導を行うこと。

表11-5-2 本県が当事者となって締結している公害防止協定

締結年月日	対象工場	関係市町村
昭和 46 年 9 月 14 日	新日鐵住金(株)名古屋製鐵所	東海市
47 年 3 月 30 日	JX 日鋳日石エネルギー(株)知多製造所	知多市
47 年 11 月 8 日	中部電力(株)西名古屋火力発電所	飛島村
48 年 8 月 23 日	出光興産(株)愛知製油所	知多市
49 年 11 月 7 日	大同特殊鋼(株)知多工場	東海市
〃	愛知製鋼(株)知多工場	〃
50 年 4 月 18 日	東邦瓦斯(株)知多熱調センター	知多市
〃	中部電力(株)知多火力発電所	〃
55 年 12 月 23 日	中部電力(株)知多第二火力発電所	〃
62 年 8 月 25 日	中部電力(株)碧南火力発電所	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
平成 10 年 6 月 19 日	中部電力(株)武豊火力発電所	武豊町、半田市、常滑市、美浜町

(資料) 環境部調べ

(平成25年3月末現在)

### 3 公害苦情、公害紛争の処理【環境政策課】

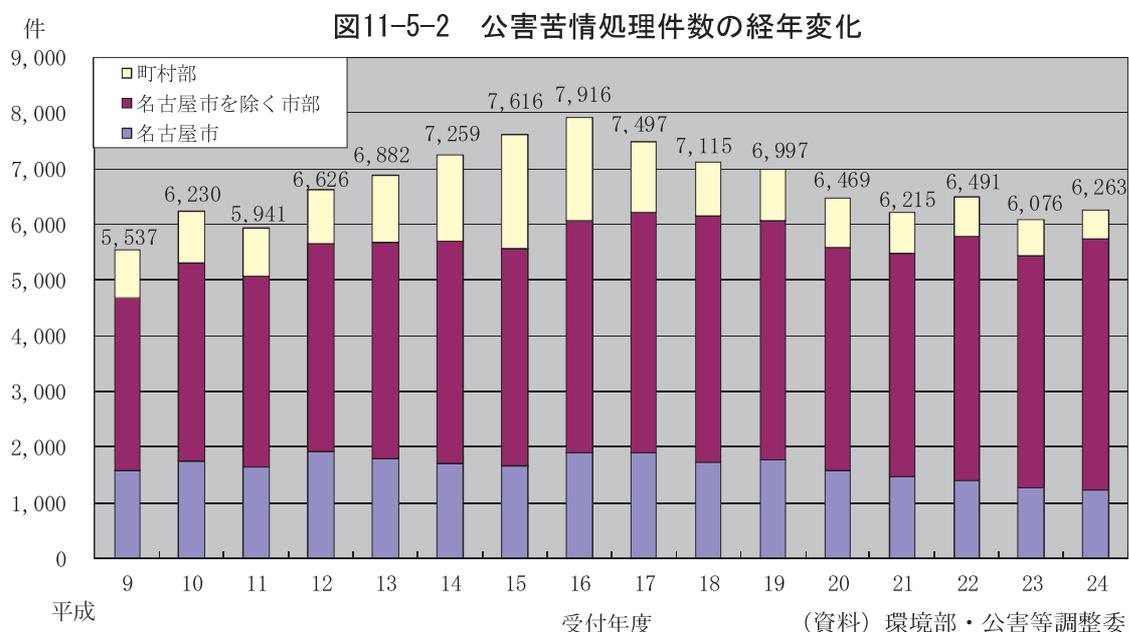
#### (1) 公害苦情の処理状況

公害に関する苦情は、地域住民に直接かかわる問題であり、その適切な処理は住民の生活環境を保全する上から重要です。公害苦情については、原則として地域住民とより密接な関係にある市町村においてその処理を行い、県では2以上の市町村にまたがる広域的なもの、処理に高度で専門的な技術を要するものなど、市町村で処理することが困難な苦情について市町村に協力し、処理に当たることにしています。

平成 24 年度に県内の市町村が受け付けた公害苦情の件数は 6,263 件（平成 23 年度からの繰越件数を含めた公害苦情総件数は 6,297 件）

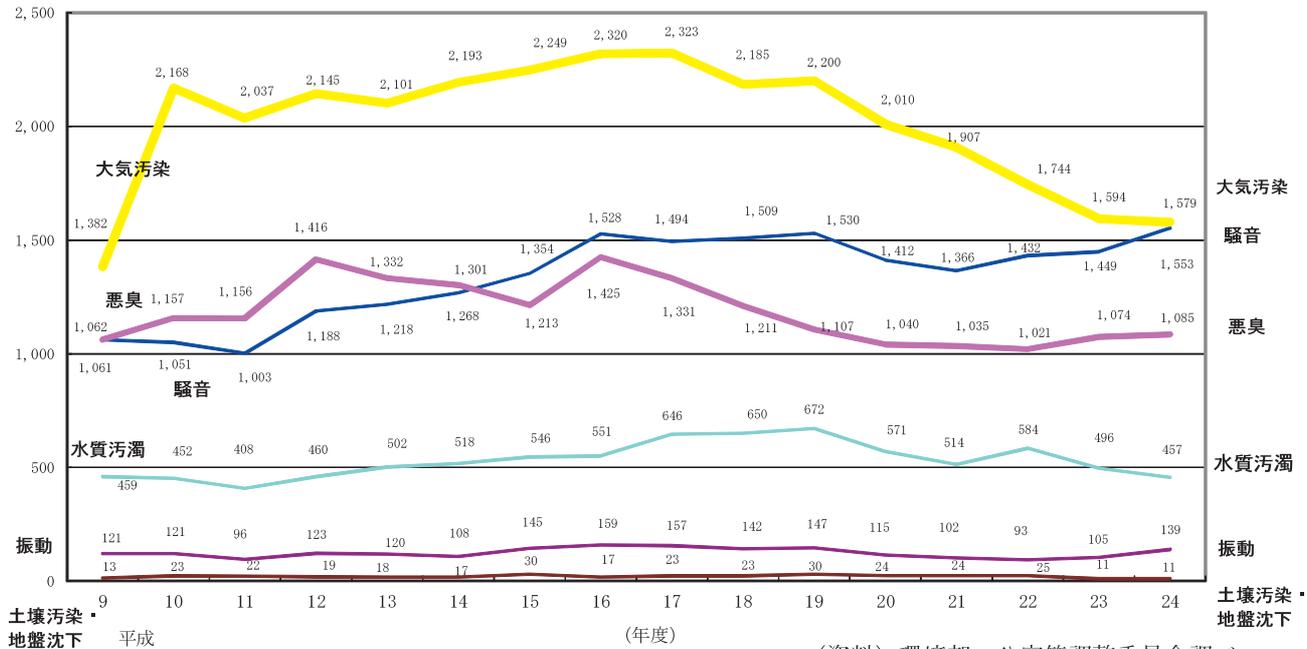
で、前年度に比べて 187 件増加しました（図 11-5-2）。

また、公害苦情を典型 7 公害（環境基本法第 2 条第 3 項に規定する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）と典型 7 公害以外に分けると、典型 7 公害は 4,824 件（77.0%）、典型 7 公害以外は 1,439 件（23.0%）となっています。典型 7 公害の苦情件数を種類別に見ると、大気汚染（1,579 件）、騒音（1,553 件）、悪臭（1,085 件）などの順となっています（図 11-5-3）。



(件)

図 11-5-3 種類別典型7公害苦情件数の経年変化



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

## (2) 公害紛争の処理状況

公害苦情が解決されなかった場合は、公害苦情が公害紛争にまで発展することがあります。公害に関する紛争を迅速かつ適切に解決するため、公害紛争処理法により、重大事件、広域処理事件等は総務省の外局である公害等調整委員会が、それ以外は県公害審査会が、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）を行うものとされています。

県では、昭和45年11月に、公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、公害紛争の処理に当たっています。平成24年度中に同審査会が扱った事件は、平成24年度に受け付けた調停事件2件を含め、調停事件が4件でした。そのうち、3件が平成24年度中に終結しました（うち1件成立、2件打ち切り）。

また、これまで受け付けた事件の累計は84件（あっせん4件、調停80件）であり、これらの事件の中では、騒音に係るものが62件（うち46件は他の公害との複合）と最も多くなっています。

## 4 公害健康被害者の救済【環境政策課】

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法（昭和63年3月から公害健康被害の補償等に関する法律に題名改正）に基づき、名古屋市及び東海市のそれぞれ一部が大気汚染系疾病の指定地域とされたことから、県及び名古屋市は、この地域に一定期間以上居住又は通勤し、気管支ぜん息などの指定疾病にかかっていると認定された公害健康被害者に対して、療養の給付、障害補償費等6種類の補償給付及び転地療養などの公害保健福祉事業を行っています。

なお、昭和63年3月1日をもって大気汚染系疾病の指定地域はすべて解除されたため、現在は、公害健康被害者の新たな認定は行われていませんが、既被認定者に対しては従来どおり認定更新、補償給付等を行っています。

認定更新等は、名古屋市の地域については名古屋市が、東海市の地域については県が実施しており、それらに要する費用については、硫酸酸化物を排出する全国の工場・事業場から徴収される汚染負荷量賦課金、自動車重量税のほか、一部国費・県費が充てられています。

認定状況などについては表11-5-3、表11-5-4のとおりです。

表11-5-3 公害健康被害者認定状況（東海市地域分）

（単位：人）

平成24年 3月末 患者数	転入	取 消 等					平成25年 3月末 患者数	参 考 (平成25年3月末)	
		死亡	辞退	転出	不認定	計		名古屋 市の 患者数	県内の 患者数 の合計
371	1	10	2	1	0	13	359	2,111	2,470

（資料）環境部調べ

表11-5-4 公害健康被害者の認定疾病別内訳（東海市地域分）

（単位：人）

気管支 ぜん息	慢性気 管支炎	肺気 しゅ	計
335	24	0	359

（注）患者数は平成25年3月末現在

（資料）環境部調べ

## 5 環境犯罪の取締り【警察本部生活経済課】

近年、循環型社会を目指す国の方針により、環境意識の啓発や、適正なりサイクルを可能とするシステムの構築など、環境犯罪を発生させない社会基盤の整備が推進される中、産業廃棄物を大量に不法投棄、不法焼却するなどの悪質な環境犯罪が後を絶ちません。

警察では、環境破壊の拡大防止に向けた早期発見・早期検挙活動を推進するとともに、法を軽視する産業廃棄物処理業者、暴力団及びその関係者が介在するなど組織的かつ悪質な環境破壊犯罪に対し、重点的な取締りを推進してきました。

平成25年度も、行政指導を行う関係機関等と

緊密な連携を保持し、産業廃棄物不法投棄等悪質な環境犯罪の取締りを強化し、環境被害の防止に努め、「環境首都あいち」の実現を目指し総合的な環境犯罪対策を推進します。

表11-5-5 環境犯罪の検挙件数（平成24年）

適用法令	件数（件）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	225
動物愛護管理法違反	2
森林法違反	1

（資料）警察本部調べ

## 第6節 環境影響評価の実施

### 1 環境影響評価制度【環境活動推進課】

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業を行うことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県民、知事、市町村長等から意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度です。

県は、平成10年12月に環境影響評価に関する手続等を定めた愛知県環境影響評価条例（以下本節において「条例」という。）を制定しました。

平成23年4月に、環境影響評価法が改正され、事業計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する手続等が盛り込まれたこと等を受け、県は、平成24年7月に条例を改正し、平成25年4月1日に完全施行しました。

この改正では、計画段階環境配慮書の手続の創

設や、環境影響評価方法書等のインターネットによる公表の義務化、方法書の説明会の開催の義務化等を規定しました。

条例では条例独自の対象事業や**愛知県環境影響評価審査会**の設置等を定めており、**環境影響評価法**とともに制度の適正な運用に努めています。

#### (1) 対象事業

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、工業団地及び住宅団地の造成、港湾計画のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象としています。

また、条例では、法の対象事業（港湾計画を除く。）に加え、ごみ焼却施設、し尿処理施設、産業廃棄物焼却施設、下水道終末処理場、工場・事業場、農用地及びレクリエーション用地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の事業についても独自の対象事業としています。

#### (2) 環境影響評価条例の手続

条例の手続は、大きく分けて、①計画段階環境配慮書に係る手続、②環境影響評価方法書に係る手続等、③環境影響評価準備書に係る手続、④環境影響評価書に係る手続、⑤事後調査に係る手続等の5つの段階に分けられます（図 11-6-1）。

##### ① 計画段階環境配慮計画書に係る手続

事業者は、事業の位置や規模、建造物などの構造、配置を検討する段階で、原則として複数の案について、重大な環境影響を回避し、又は低減するため、既存資料などを用いて、環境の保全のために配慮する必要がある事項を検討し、「配慮書」としてまとめ、公表します。

事業者は、県民や知事などからの意見や社会性、経済性なども踏まえて事業計画を決めて、次の方法書以降の手続に反映することになります。

##### ② 環境影響評価方法書に係る手続等

地域の特性を踏まえた環境アセスメントを

行うため、事業者は、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかの計画などを「方法書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、県民や知事などからの意見を踏まえて、環境アセスメントの方法を決めて、環境アセスメントを実施します。

事業者は、方法書の手続を経て決定した環境アセスメントの項目や方法に従って、調査・予測・評価を行います。これらと並行して、環境の保全のための対策を検討し、この対策を行った場合の環境影響を総合的に評価します。

##### ③ 環境影響評価準備書に係る手続

事業者は、調査・予測・評価の結果や環境保全対策の検討の結果などを「準備書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、県民や知事などからの意見を踏まえて、次の評価書を作成することになります。

##### ④ 環境影響評価書に係る手続

事業者は、準備書についての意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「評価書」としてまとめ、公告し、縦覧します。この公告までは事業を行うことはできません。

##### ⑤ 事後調査に係る手続等

工事に着手した後でも、工事中や供用後の環境の状況などを把握するために、「事後調査」が必要な場合があります。たとえば、環境の保全のための対策の実績が少ない場合やその効果に不確実性が大きい場合などに、事後調査の必要性が検討されます。

## 2 環境影響評価の実施状況【環境活動推進課】

法及び条例に基づく環境影響評価の実施状況は表 11-6-1 及び表 11-6-2 のとおりです。

表11-6-1 環境影響評価を実施した事業

事業名	評価書縦覧終了年月日	実施根拠
知多横断道路	平成12年6月1日	条例
出光愛知製油所第3号発電設備増設計画	平成13年8月1日	法
東部丘陵線	平成13年11月1日	条例
日光川下流流域下水道	平成14年11月5日	条例
豊田市新清掃工場設置	平成15年2月20日	条例
刈谷知立環境組合ごみ焼却施設更新	平成17年4月28日	条例
岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設	平成18年1月10日	条例
豊川水系設楽ダム建設事業	平成19年7月30日	法
茶屋新田土地区画整理事業	平成19年9月20日	法
春日井熊野桜佐土地区画整理事業	平成19年10月3日	法
衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業	平成19年12月17日	法
小牧岩倉衛生組合環境センターごみ処理施設更新	平成23年2月17日	条例
豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業	平成24年2月27日	条例

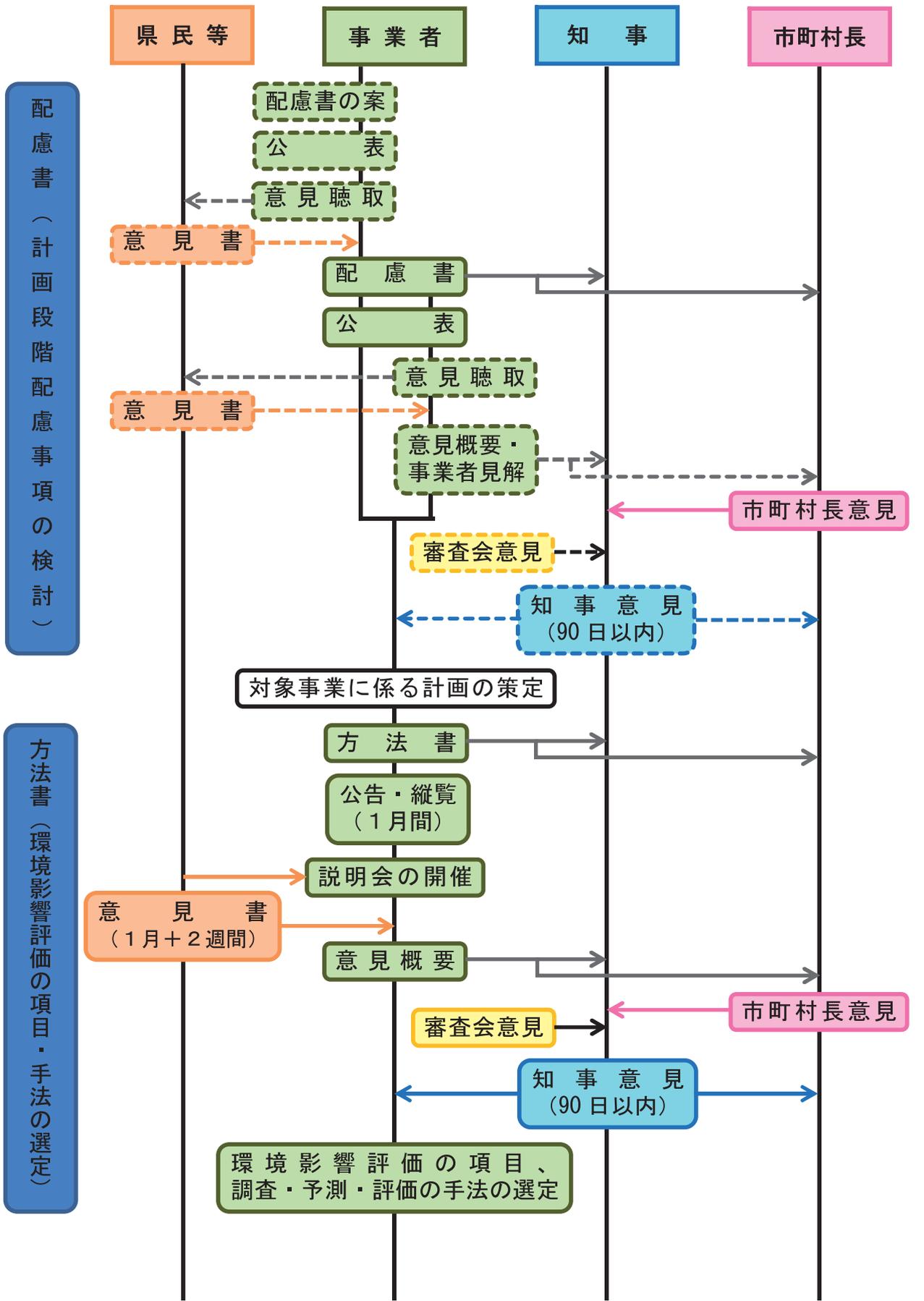
(平成25年3月末現在)

表11-6-2 環境影響評価手続を実施中の事業

事業名	手続状況	実施根拠
都市計画道路 西知多道路	平成25年1月25日 準備書の公告・縦覧開始 (2月25日まで)	法
知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)半田クリーンセンター整備事業	平成23年8月1日 方法書に対して知事意見を提出	条例
西名古屋火力発電所リフレッシュ計画	平成24年12月14日 準備書の公告・縦覧開始 (平成25年1月29日まで)	法
名古屋都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)北名古屋ごみ焼却工場建設事業	平成23年11月4日 方法書に対して知事意見を提出	条例
中央新幹線(東京都・名古屋市間)	平成24年2月23日 方法書に対して知事意見を提出	法
知多都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)東部知多クリーンセンター整備事業	平成24年3月1日 方法書に対して知事意見を提出	条例
北浜ふ頭地先公有水面埋立て	平成25年3月26日 方法書の公告・縦覧開始 (4月25日まで)	法

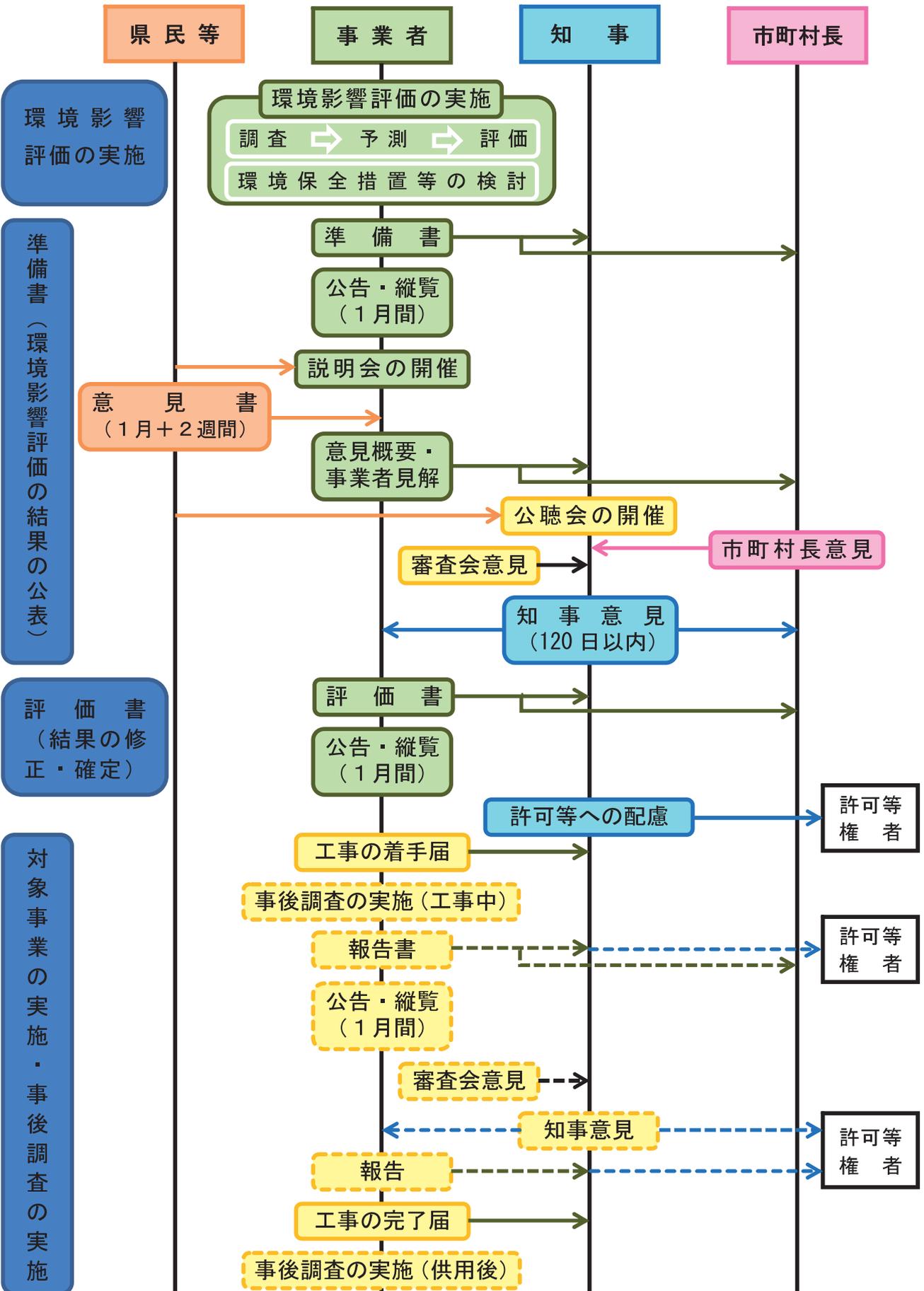
(平成25年3月末現在)

図 11-6-1 愛知県環境影響評価条例の手続の概要



黄色い枠は、法の対象事業についても行われる手続です。  
 点線は、必要に応じて行われる手続です。

次ページへ続く



(資料) 環境部作成

## 第7節 環境に関する調査・研究

### 1 環境調査センターにおける調査研究等【環境調査センター】

環境調査センターは、本県の環境行政を科学的、技術的に支えるための調査研究機関として設置

され、大気、水質、騒音などの調査研究を行っています。

このほかにも、市町村職員への技術指導なども実施しています（図11-7-1）。

図11-7-1 環境調査センターの主な業務



#### (1) 調査

県内の大気・水質・騒音などの環境の状況を把握する環境調査や、工場・事業場からのばい煙、排水等に係る規制基準の適合状況等を把握する発生源調査を行っています（表11-7-1）。

また、環境情報システムにより、大気や水質などのデータの収集や解析を行うとともに、これらの各種調査研究の成果等を、幅広く環境情報として発信しています。

表11-7-1 平成24年度に実施した主な調査の概要

区 分		主 な 調 査
環 境 調 査	大 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道自動車排出ガス調査</li> <li>・酸性雨等の実態調査（湿性沈着物調査、乾性沈着物調査）</li> <li>・温室効果ガス等調査（大気中の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質濃度測定）</li> <li>・石炭利用等に伴う大気汚染物実態調査</li> <li>・PM2.5 環境調査</li> </ul>
	騒 音・振 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線鉄道騒音振動調査</li> <li>・道路交通騒音振動調査</li> <li>・航空機騒音調査</li> </ul>
	悪 臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生源周辺等の悪臭測定調査、悪臭排出状況調査、規制手法検討調査</li> </ul>
	水 質・土 壤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質調査・底質調査</li> <li>・伊勢湾広域総合水質調査</li> <li>・土壌汚染状況調査</li> <li>・油ヶ淵流域水環境調査</li> </ul>
	地 下 水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水質の概況調査</li> <li>・過去に判明した汚染状況把握のための地下水質調査</li> </ul>
	放 射 能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境の空間線量調査</li> <li>・降下物（雨水やちり）調査</li> <li>・土壌、海水等の放射線物質濃度調査</li> </ul>
発 生 源 調 査	大 気 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制指導 （ばい煙測定、有害物質排出検査、アスベスト解体等現場検査、指定物質排出測定、VOC 排出測定）</li> <li>・条例規制指導 （ばい煙測定、有害物質排出検査、炭化水素系物質検査）</li> </ul>
	水 質 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制指導 （特定事業場水質検査、指定地域内事業場水質検査）</li> </ul>
	廃 棄 物 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設検査 （し尿浄化槽、し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場放流水・周辺調査）</li> <li>・産業廃棄物溶出試験</li> <li>・産業廃棄物処分場浸出液検査・周辺調査</li> </ul>
	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制指導 （排出ガス、排出水、廃棄物処理施設からのばいじん、燃えがら等検査）</li> </ul>

(2) 研究

大気汚染物質や水質汚濁物質などの環境中の挙動や分析技術の開発などについて研究を行っています。また、研究成果は、学会での発表や、所報、センターのホームページへの掲載などを通じて広く公表しています（表 11-7-2）。

2 その他の県試験研究機関における研究開

発【産業科学技術課、農業経営課、林務課、水産課】

県の試験研究機関には、環境調査センターのほかにも、あいち産業科学技術総合センター、農業総合試験場、森林・林業技術センター及び水産試験場があり、それぞれの立場から環境保全に関する研究開発等を行っています（表 11-7-3）。

表 11-7-2 環境保全研究の実施状況（平成 24 年度）

研究テーマ	主な内容
排出ガス試料(VOC)採取時における連続モニタリングシステムの開発	施設の稼働状況により変動する排出ガス温度、流速、VOC 濃度を試料採取場所でリアルタイムに把握し、適切な試料採取ができるようにするため、温度計、差圧計、簡易測定装置等のセンサーからの信号をタブレット PC に取り込み、連続表示させるシステムを開発した。 今後は、実地試験により、必要な改良を行う。
環境水中のPFOS/PFOAの実態調査	自然界で分解されず、生体蓄積性が高い有機フッ素化合物 (PFOS/PFOA) の生体へのリスクが注目されている。そこで、環境水中の PFOS/PFOA の測定方法について検討し、河川等の公共用水域及び地下水の実態調査を行う。平成 24 年度は、PFOS/PFOA に加えて、炭素鎖の異なる有機フッ素化合物 (PFCs) について、分析条件や前処理法を検討し、日光川及び境川水系で実態調査を行った。
航空機騒音に係る評価方法の検討調査	航空機騒音に係る環境基準の評価指標が、平成 25 年 4 月 1 日から、WECPNL から Lden に変わることとなった。旧指標から新指標へ移行する場合の測定結果の整合性、新指標に基づき測定する場合の問題点等について検討を行う。平成 24 年度は、3 地点において、1 週間の騒音測定を行い、1 日ごと及び 1 週間ごとの WECPNL と Lden の比較検討を行うとともに、Lden 評価による問題点の検討を行った。
ガスクロマトグラフ (GC) - 飛行時間型質量分析計 (TOFMS) を用いた環境中の化学物質の分析に関する研究	環境中に存在している多種多様な化学物質については、その存在状況について未知な部分が多い。また、規制対象化学物質の動態に影響を及ぼすものも存在している可能性がある。TOFMS は、従来の質量分析計よりも、高感度でスペクトル分析ができ、しかも、高分解能による精密質量分析が可能なことから、より精度の高いスクリーニングが可能である。この GC と TOFMS とを組み合わせた GC-TOFMS を使用し、環境中に存在する多様な化学物質の迅速で高精度なスクリーニング分析手法の確立を目指す。平成 24 年度は GC-TOFMS の測定条件と環境試料の前処理法について検討を行った。
豊川流域を対象とした大腸菌群数と大腸菌数 (要測定指標) の比較検討	河川の環境基準に設定されている大腸菌群数に替えて、大腸菌数が国において新たな指標として検討されていることから、両者を比較測定して新基準導入にあたっての課題を整理した。
愛知県の鳥類生息状況についての研究	愛知県の鳥類生息状況について、昭和 42 年度から行っている鳥類生息調査で蓄積されたデータをもとに、補完的に現地調査を行いながら、鳥類の生息環境ごとに鳥類生息状況の把握を行った。 平成 24 年度は、鳥類生息調査の既存データ及び現地調査をもとに県内のカモ類の経年変動及び季節変動について検討を行った。

(資料) 環境部作成

表 11-7-3 県試験研究機関(環境調査センターを除く。)における環境保全に関する研究開発の実施状況 (平成 24 年度)

試験研究機関	研究テーマ
あいち産業科学技術総合センター	○ 環境に調和した生産加工技術の確立や資源の有効利用を目的とした研究を実施 1 新規高熱伝導性複合材料を用いる環境に優しい LED 放熱部品の研究開発 2 植物資源を利用した新しい材料開発 3 植物系バイオマス資源のエタノール発酵技術の開発 4 環境調和型木質構造開発 等 計 7 件
農業総合試験場	○ 気象変動に強く環境に配慮した持続的農業の推進 1 地球温暖化・異常気象に対応できる生産技術・品種の開発 2 二酸化炭素等の排出を削減する技術、品種の開発 3 環境への負荷に配慮した生産技術・リサイクル技術の開発 4 生物多様性の評価手法及び保全・回復・活用に関する生産技術の開発
森林・林業技術センター	○ 地球温暖化に対応した森林保全技術の確立のための試験研究を実施 1 海岸クロマツ林モニタリング調査 2 タケ侵入林の植生回復モニタリング 3 イチイガシ等南方系樹種の森林造成に関する研究 4 里山林の施業効果のモニタリング
水産試験場	○ 漁業生産の場である水域の調査や漁場環境の改善に関する試験研究を実施 1 赤潮の発生状況のモニタリング調査 2 貧酸素水塊、苦潮の発生状況調査や漁業被害対策に関する試験研究

### 3 他機関との共同研究開発

#### (1) 知的クラスター創成事業【産業科学技術課】

県は、平成20年度から平成24年度まで、地域における独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学・公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システム「知的クラスター」の創成を目指す文部科学省の支援事業「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」（平成22年度より、「地域イノベーションクラスタープログラム（グローバル型）」）を推進してきました。第Ⅰ期事業（平成15年度～平成19年度）の成果を踏まえ、「世界を先導する環境調和型高度機能部材の創製」をテーマに、省エネ・環境負荷低減に貢献する高機能ナノ先進部材及び加工技術に関する研究開発に取り組み、572件の特許出願、154件の試作品開発、54件の新規事業化・製品化等、成果の実用化により地域産業の発展を図りました。

##### ○構想名

「東海広域ナノテクものづくりクラスター」構想

##### ○内容

- ・4つの基本テーマ（プラズマを物質のナノメートルの領域において活用する先進プラズマナノ基盤技術、表面機能化による先進ナノ部材の開発、高効率光・パワーデバイス部材、界面制御ナノコンポジット部材）に関する研究開発
- ・先進プラズマナノ科学に関する国際学術交流
- ・研究成果の地域産業への移転や事業化支援のための地域事業「愛知ナノテクものづくりクラスター成果活用促進事業」の実施

#### (2) 「生物系未利用資源のカスケード型利用システムの構築」【産業科学技術課】

県は、名古屋大学と環境調和型・持続可能社会の構築に向けた連携実施協定を締結しており、

同様の内容を名古屋大学と締結している名古屋市とともに、平成17年度から共同研究を実施してきました。平成20年度まで実施してきた「循環・再生型社会構築のための連携融合研究」の成果を活用し、平成21年度からは、生物系未利用資源の資源化・エネルギー化・肥飼料化という多段階的な利用システムを構築する要素技術の開発を推進しています。

#### (3) 浮遊粒子状物質(SPM)の組成等構造解析研究【環境調査センター】

SPM対策の基礎資料を得るため、環境大気中のSPM及びばい煙発生施設から排出されたばいじんの形状、構成元素等を分析しています。今後、粒子状物質の粒径の違いに着目して、形状等を観察する予定です。

#### (4) 国立環境研究所と地方環境研究所及び大学との共同研究【環境調査センター】

##### ア PM<sub>2.5</sub>と光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与評価に関する研究

平成22年度から3か年計画で、国立環境研究所、地方環境研究所50機関及び中部大学を始めとした全国6大学との共同研究を実施しています。平成22年度に、研究の基本方針、調査内容等を検討し、平成23年度は、測定データの収集、各機関による同時観測、高濃度日の解析等を行い、平成24年度は、地域及び全国レベルでの解析、高濃度エピソード解析、発生源寄与解析等を行いました。

##### イ 湖沼の生物多様性・生態系評価のための情報ネットワーク構築

生物多様性保全のための統一した指標や手法を用いた湖沼生態系の評価の必要性が高まっています。そこで平成23年度から4か年計画で、国立環境研究所及び地方環境研究所21機関との共同研究を実施しています。平成24年度は、油ヶ淵について水質、物理環境、プランクトン類のメタデータ（モニタリングデータの内容について説明する目録データ）の作成、外来種情報の収集を行いました。

## (5) 企業との連携【環境調査センター】

平成 23 年度から(株)豊田中央研究所と連携し、県内及びその周辺の各地で採取した PM<sub>2.5</sub>

の重量、成分等の測定を行うとともに、その結果を共有することにより、PM<sub>2.5</sub>による地域の汚染状況を幅広く把握することを目指しています。

## 第 8 節 県の事務・事業における環境配慮の推進

### 1 環境マネジメントシステムの推進【環境活動推進課】

県は、平成 13 年 1 月、県庁本庁舎、西庁舎、自治センターを対象として国際環境規格 ISO14001 の認証を取得するとともに、平成 16 年 2 月からは対象範囲を 7 総合庁舎まで拡大して、環境負荷低減の取組を進めてきました。

また、ISO14001 の認証の対象外となっている地方機関においても、愛知県独自の簡易な環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジメント」を平成 18 年度から導入し、取組を進めてきました。

こうした環境マネジメントシステムをより効率的なものにするため、平成 24 年度に ISO14001 の認証を返上するとともに、「あいちエコマネジメント」を見直し、平成 25 年度から全庁に導入しました。

このあいちエコマネジメントにより、あいちエコスタンダード(愛知県庁の環境保全のための行動計画)やグリーン調達などの取組を推進しています。

### 2 あいちエコスタンダードの推進【環境活動推進課】

県は、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、平成 9 年度に具体的な取組目標を定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」を策定し、取組を進めてきました。

(第 1 章第 1 節「地球温暖化」を参照)

平成 22 年 12 月に 2 回目の全面改定を行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とする新たな計画を定め、通称を「あいちアクションプラン」から「あいちエコスタンダード」に変更しました。

平成 24 年度のあいちエコスタンダードの取組結果は表 11-8-1 のとおりです。エネルギー消費量【事務事業】、用紙購入量及び生物多様性の保全に配慮した物品の購入については、順調に改善が進んでいます。エネルギー消費量【水道関係施設】と水道使用量については、基準年度よりは減少しているものの十分な改善には至っていません。公用車燃料使用量、廃棄物排出量、可燃ごみ排出量及び温室効果ガス排出量は基準年度より増加しています。このため、今後、目標に達していない項目について、取組の徹底を図っていく必要があります。

### 3 グリーン調達の推進【環境活動推進課】

県は、県民の生活環境の保全等に関する条例第 88 条第 1 項及び「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、対象となる特定調達物品の品目・判断の基準及び目標値を定めた「愛知県環境物品等調達方針」を毎年度作成して、グリーン調達の取組を推進しています。

平成 24 年度は、表 11-8-2 のとおり全体の調達率が 96.8%でした。今後も率先してグリーン調達を推進するとともに、環境物品等への需要の転換を促進していきます。

表11-8-1 あいちエコスタンダード（平成24年度）の取組結果

項 目	取組結果 (基準年度比)	目 標 (26年度)
①エネルギー消費量【事務事業】 (原油換算) <単位面積当たり>	▲5.0%	▲5%
②エネルギー消費量【水道関係施設】 (原油換算) <取水量当たり>	▲0.6%	▲5%
③公用車燃料使用量 (二酸化炭素換算)	4.6%増	▲15%
④水道使用量	▲5.4%	▲15%
⑤用紙購入量	▲19.8%	▲5%
⑥廃棄物の排出量	18.0%増	▲15%
⑦可燃ごみ排出量 (⑥の再掲)	17.6%増	▲20%
⑧温室効果ガス排出量【事務事業】 (二酸化炭素換算)	1.9%増	▲12%
⑨温室効果ガス排出量【水道関係施設】 (二酸化炭素換算) <取水量当たり>	11.0%増	▲16%
⑩生物多様性の保全に配慮した物品の購入	対象物品中 12.7%	対象物品中1%

(注1) ①～⑨の取組結果及び目標は、基準年度である平成21年度に対する比率。

(注2) ⑩の取組結果及び目標は、紙類、文具類、オフィス家具等のうち、原材料に木材を含むものについて、FSC等の森林認証材や、あいち認証材等の間伐材を利用した物品の調達率。

(資料) 環境部作成

表11-8-2 財やサービスの購入に関する取組結果（環境物品等の調達結果/数量ベース）

分野	H24 年度調達率	分野	H24 年度調達率
紙類	97.9%	消火器	93.8%
文具類	95.3%	制服・作業服	82.4%
エアゾール製品	92.3%	インテリア・寝装寝具	81.9%
燃料	98.5%	作業手袋	25.8%
オフィス家具等	96.7%	その他繊維製品	66.9%
OA機器	96.4%	旗・のぼり・幕	80.2%
移動電話	51.6%	モップ	89.5%
家電製品	87.2%	設備	100.0%
温水器等	97.2%	防災備蓄用品	99.4%
照明	83.2%	役務	96.5%
自動車等	85.1%	全体	96.8%

(資料) 環境部作成

## クローズアップ

### 愛知県庁の環境マネジメントシステムが変わりました！

事業者が工場や事業所内の環境保全に関する取組を自主的に進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントといい、このための体制・手続き等の仕組を「環境マネジメントシステム」といいます。

県では、平成13年1月から県庁本庁舎、西庁舎、自治センターを対象に、また平成16年2月から地方機関が入っている7つの総合庁舎を対象に、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を導入し、さらに平成18年度からその他の地方機関等を対象に、ISO14001をベースに作成書類を簡略化した本県独自の環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジメント」を導入してきました。

ISO14001を導入してから10年以上になり、職員の環境に対する意識が定着したことから、ISO14001に基づいて行ってきた取組をより効率的に全庁で進めるため、「あいちエコマネジメント」をグレードアップし、平成25年度から全庁に導入しました。

この新たな「あいちエコマネジメント」では、取組項目を次のとおり定め、全庁をあげて環境負荷の低減に取り組んでいきます。

- 新たな「あいちエコマネジメント」の取組項目
  - ・あいちエコスタンダード  
(愛知県庁の環境保全のための行動計画) (※)
  - ・グリーン調達
  - ・イベントにおける環境配慮
  - ・公共事業における環境配慮
  - ・庁舎・施設管理における環境法令等の遵守
  - ・庁舎周辺の清掃活動等の環境保全の促進



環境管理推進員研修会

※あいちエコスタンダードとは、エネルギー消費量や廃棄物排出量の削減など県の事務事業の実施に伴う環境に配慮した取組内容とその目標等を定めたものです。